

## ○北しりべし廃棄物処理広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

制 定 平成 14 年 7 月 1 日条例第 16 号

最近改正 令和 2 年 3 月 27 日条例第 3 号

### (目的)

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めることを目的とする。

### (サービスの宣誓)

**第 2 条** 新たに職員となった者（他の地方公共団体の身分を有する者及び臨時的任用により職員となった者を除く。）は、任命権者又はその指定する職員の面前において宣誓書（様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

**2** 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

### (委任)

**第 3 条** この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓について必要な事項は、任命権者が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(令 2. 3. 27 条例第 3 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名